

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和7年6月16日 (1回目)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	諫早市 422045
地域名 (地域内農業集落名)	有喜地域 (早見、天神、中通、松里、有喜、鶴田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	182.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	182.2 ha
② 田の面積	48.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	133.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.8 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・早見、天神、中通の橋湾に面した南斜面の畑地帯では、長崎県により67haの土地改良事業が実施され令和4年度で完了している。これにより、圃場整備及び畑地かんがい施設が整備され、ばれいしょ、にんじん、だいこんを中心とした作物が作付けされている。基盤整備により担い手農家への農地集積がなされたことで、70才以上の農業者が耕作する耕地面積は全体の15%程度に減少し、農家の高齢化が改善された。また、鶴田の圃場整備済の水田では水稻が作付けされている。しかしながら、圃場整備等がなされていない集落については圃場が狭小であり、作業効率も悪く、荒廃農地となっているものが多い。
 ・高齢化が進んでいることが伺われる。
 ・今後、荒廃農地などが増加していく可能性がある。
 ・大規模な圃場整備を行った集落と、そうでない集落の圃場の格差がある。
 ・小規模な圃場については、耕作者の高齢化や後継者不足により、荒廃農地となっている。
 ・農地が荒れることによって、有害鳥獣(イノシシ)の被害が増加している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

圃場整備済の畑地帯については、かん水省力化や大型機械による効率的な農作業を推進して低コスト化を図る。
 小規模圃場については、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織との連携により、圃場の保全を図りながら荒廃農地の発生を防止する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けによる担い手への農地の集積・集約化を基本に農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	29.00	%	将来の目標とする集積率
			29.44 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手への集積・集約化のより団地面積の拡大を進める。(令和15年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
土地改良区等と連携して中間管理制度の周知を図りながら、中心経営得體へ農地の集約化を行っていく。 松里・有喜・鶴田集落については、現在、中心経営體が存在しないため、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織の協力のもと、他の集落からの入り作(他集落の中心経営體)を進め、その後中間管理制度を活用して農地の集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
有喜南部地区を重点実施地区とし、土地改良区との連携により、中間管理制度の周知を図りながら、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。 また、圃場整備未実施地区においても、農地中間管理制度についての周知を図り、受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。
(3)基盤整備事業への取組
圃場整備実施地区において、畑作物の高位安定と品質向上等のために、畑地灌漑施設の整備や水利施設の維持を行い、農業経営の安定化を目指す。
(4)多様な経営體の確保・育成の取組
中間管理事業の配分解約等があった場合は、市・農地利用最適化推進委員及び土地改良区と連携をしながら、地域の内外から広く経営體を求め、地域内での定着と育成を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
今後も協議の場において検討を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。
- ⑩小規模圃場の保全として、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織との連携により、小規模な圃場の保全を図りながら荒廃農地の発生を防止する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	0 ha		
			ha	ha		ha	0 ha		
			ha	ha		ha	0 ha		
		別紙のとおり				ha	0 ha		
						ha	0 ha		
						ha	0 ha		
						ha	0 ha		
						ha	0 ha		
						ha	0 ha		
						ha	0 ha		
			na	na		ha	0 ha		
			ha	ha		ha	0 ha		
			ha	ha		ha	0 ha		
			ha	ha		ha	0 ha		
			ha	ha		ha	0 ha		
			ha	ha		ha	0 ha		
			ha	ha		ha	0 ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

